

平成27年第1回（4月）大磯町議会臨時会

# 議案第39号説明資料

平成27年4月30日

大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

---

## 資料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
新旧対照表	-----	2

福祉課

## 大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

### ○ 改正概要

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、公費を投入して低所得者の保険料の軽減を行う仕組みが設けられたことを受け、平成27年4月10日付けで介護保険法施行令（平成10年政令第412号）が改正され、保険料基準額に対する第1段階の負担割合を0.5から0.45に軽減することができることになったことに伴い、規定の改正を行うものです。

### ○ 改正内容

- 1 大磯町介護保険条例第4条第1項第1号（第1段階）に規定する保険料率を33,000円から29,700円に軽減します。

[改正イメージ]

#### 【第1段階】

	基準額	負担割合	保険料（率）
現 行	66,000円	0.50	33,000円
改正後		0.45	29,700円

33,000円－29,700円＝△3,300円／年

- 2 経過措置として、この規定は平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しません。
- 3 施行日  
この条例は、公布の日から施行します。

大磯町介護保険条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 省略 (保険料率)</p> <p>第4条 省略</p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,700円とする。</u></p> <p>第5条～第15条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の第4条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。</u></p> <p>別表 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (保険料率)</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条～第15条 省略</p> <p>別表 省略</p>